

現場説明書

本委託の作業に当たっては、本現場説明書及び仕様書に従い、業務を履行しなければならない。

1. 業務にあたっては、仕様書の内容を熟読の上、誠実に履行すること。

2. 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手し、履行期限を厳守すること。

3. 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。

4. 労働者の確保について

この契約に係る労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には土木工事共通仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。

5. 業務実施体制の確保について

受託者は、本業務を実施するために必要な人員や車両その他資機材などの確保に努め、適切な体制で業務を履行すること。

6. 異常気象時等の対応について

受託者は、仕様書に基づき発注者から指示を受けた特別巡回や事故処理等について、誠実に対応すること。

7. 連絡体制の確保について

業務の性質上、緊急時の連絡体制の確保が不可欠であることから、受託者は常時連絡が取れる体制を確保するとともに、仕様書に基づき発注者に対して資料を作成し、承諾を得ること。

8. その他

・作業の実施に当たっては、必要に応じて道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け、一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。

・現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、作業中一般交通等に支障を及ぼさないよう、安全確保に努めること。

・委託期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し、直ちに監督員に報告するとともに、適切な処置を講じなければならない。

- ・令和3年度末までに、市議会で本業務に係る令和4年度当初予算の議決が得られないとき又は、その予算の執行の承認が得られないときは、落札決定を行なわず、本入札を中止又は延期する。